

## 日立新庁舎建設市民懇話会設置要綱

(設置)

**第1条** 日立新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、新庁舎に関する意見を求めるため、日立新庁舎建設市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 懇話会は、基本計画の内容に関し、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

- (1) 新庁舎に取り入れるべき機能に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 市民

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委員委嘱のときから、基本計画の策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、懇話会の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 懇話会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、懇話会を公開により行うことができる。

(庶務)

**第7条** 懇話会の庶務は、総務部庁舎建設準備室において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。